

福山市役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体認定事務運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の13第1項第3号に規定する高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「法」という。)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターに準ずる者(役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体。以下「福山市高年齢者就業機会提供団体」という。)についての認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(福山市高年齢者就業機会提供団体の認定)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当するものを福山市高年齢者就業機会提供団体(以下「提供団体」という。)として認定する。

- (1) 福山市の業務委託等の入札参加有資格者の名簿に登載されている者であること。
- (2) 法人格を有する団体であって、市内に本店、支店、営業所等(以下「市内の事業所」という。)のいずれかを有していること。
- (3) 定款、会則、活動方針等に、法第2条第1項に規定する高年齢者(以下「高年齢者」という。)の希望に応じた就業の機会を提供することを明記するとともに、高年齢者の希望に応じた就業の機会を確保し、組織的に提供していること。
- (4) 申請日の前月の初日現在において、市内の事業所において事業に従事している者の数に占める高年齢者の数の割合が、90パーセント以上であること。なお、市内の事業所において事業に従事している者(以下「事業従事者」という。)とは、雇用期間及び労働時間の長短にかかわらず、団体において取り扱われる役務業務に携わる者をいう。
- (5) 法第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

(認定の申請)

第3条 前条の規定による認定を受けようとする者は、役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体認定申請書(別記様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(審査及びその結果の通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の2の21第3項の規定に基づき、別記様式第2号により2人以上の学識経験を有する者の意見を聴き、認定の可否について審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査結果を、役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体認定審査結果通知書（別記様式第3号）により、速やかに当該申請をした者に通知するものとする。なお、審査の結果、認定できないとした場合は、理由を記載するものとする。

（提供団体の公表）

第5条 市長は、第2条の規定により認定した提供団体を速やかに役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体名簿（別記様式第4号）（以下「団体名簿」という。）に登載し、公表するものとする。

（団体名簿に登載する期間）

第6条 前条の規定により団体名簿に登載する期間は、第2条の規定により認定した日から、当該団体が認定時に有する第2条第1号の資格に係る有効期間が満了する日までの期間とする。

（変更の届出）

第7条 提供団体は、次の各号のいずれかに掲げる事項が生じたときは、その日の属する月の翌月末日までに、役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体認定申請内容変更（事業廃止）届（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（1）第2条各号に掲げる内容に変更が生じたとき。ただし、事業従事者の状況が第2条第4号に定める割合を下回った日の属する月の翌月末日までに再び当該割合を上回ることとなった場合は、この限りでない。

（2）事業を廃止したとき又は廃止することが決定したとき。

（3）次の事項に変更が生じたとき。

ア 提供団体の名称、所在地又は代表者名

イ 電話番号又はファクス番号

ウ 契約種目

2 市長は、前項に定める届出に基づき、速やかに団体名簿の内容を変更し、公表するものとする。

（事業従事者状況報告）

第8条 提供団体は、毎年6月30日までに、役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体の事業従事者状況報告書（別記様式第6号）により、前年7月（認定日から1年未満のときは認定された月）から当該年の6月までの各月初日における事業従事者の状況を市長に報告しなければならない。

（認定の取消し）

第9条 市長は、提供団体が次の各号のいずれかに該当したときは、第2条の規定による認定を取り消し、当該団体を団体名簿から削除するとともに、その旨を当該団体に書面で通知するものとする。

（1）第2条各号のいずれかに該当しなくなったことが判明したとき。ただし、

第2条第4号については、各月初日の事業従事者の状況が、2か月連続して同号に定める割合を下回ったことが判明したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により第2条の規定による認定を受けたことが判明したとき。

2 前項第2号により認定を取り消された団体は、当該取消しの日から起算して2年間は、第3条の申請を行うことができないものとする。

(実地調査)

第10条 市長は、制度の運用の適正を期するため必要があるときは、提供団体に対して、申請書等に記載された事業従事者等の内容について実施調査を行うことがある。

(主管)

第11条 この基準に定める事務については、保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課が主管する。

附 則

この基準は、2014年（平成26年）11月1日から施行する。

附 則

この基準は、2017年（平成29年）1月1日から施行する。

附 則

この基準は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。